※掲載日程は変更する場合がありますのでご了承ください。 ※講習中止、臨時開催の情報はWebサイトをご覧ください。 ○=窓口業務休業日 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | (15) | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | (21) | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | (28) (29) (30) (7) 8 9 4月 日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火 1 小型移動式クレーン 2 玉掛け 3 車両系(整地等) 小型車両系 特別教育 テールゲート 安全衛生教育等 9 10 11 (12) 13 14 15 (16) 17 18 (19) 20 21 22 23 24 25 (26) 27 28 29 30 31 (1)(2)(3)(4)(5) 68 5月 火 水 木 金 土 □ 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 ホ 金 1 小型移動式クレーン 2 玉掛け H₂H1 3 車両系(整地等) ナールゲート 特別教育 安全衛生教育等 5 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 6月 | 土 | 🖯 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 🖯 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 🖯 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 🖯 1 小型移動式クレーン Ι、J 2 玉掛け 3 車両系(整地等) 不整地 特別教育 ローラー 安全衛生教育等 職長教育 10 11 12 13 (4) (15) (16) 17 18 19 20 (21) 22 23 24 25 26 27 (28) 29 30 31 7月 月火水木金土日月火水木金土日月火水木 2 玉掛け 3 車両系(整地等) 小型車両系 特別教育 安全衛生教育等 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 8月 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 1 小型移動式クレーン 2 玉掛け 3 車両系(整地等) С 特別教育 安全衛生教育等 7 (8) 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | (15) (16) (17) | 18 | 19 | 20 | 21 | (22) (23) | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | (29) | 30 9月 日 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 1 小型移動式クレーン Ι、J 2 玉掛け H₁H₁ 3 車両系(整地等) 特別教育 安全衛生教育等



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。※受講料は、テキスト代を含みます。※金額はすべて消費税込みです。

※助成金適用コースの場合でも受講料はかわりません。助成金の内容については、下部をご覧ください。

つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転)小型移動式クレーン運転技能講習(定員10名)

登録番号: 香労登録第107号/登録の有効期間の満了日: 2028.1.9

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
1	3	20(13/7)	特になし	0	_	51,000円
J	3		●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	0	_	46,000円

玉掛け技能講習(定員20名) つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
Н	3	19(12/7)	特になし	0	_	27,000円
H1	3		●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	0	_	25,000円

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習(定員10名)

機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転(道路上の走行を除く) 登録番号: 香労登録第108号/登録の有効期間の満了日: 2028.1.9

				12201-21	3 2 9 3 7 9 3 1 1 1 1	7/1-3 E - E - E - E - E - E - E - E - E - E	
=	コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
	N	5.5	38(13/25)	特になし	0	_	110,000円
	D	2.5	18(13/5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に6カ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要) *定期開催しておりません。ご希望の方はお問い合わせください。	0	_	50,000円
	С	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に 3カ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に3カ月以上の運転経験を有する方(事業者証明が必要)	0	_	45,000円

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容	助成金	給付金	受講料
Tg	自由研削といしの取替え等	1	6(4/2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	0	_	13,000円
Τl	低圧電気取扱業務	2	14(7/7)	交流600V以下、直流750V以下の充電電路の敷設や修理、低圧の 電路のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務	0	_	19,000円
Те	不整地運搬車運転	2	12(6/6)	最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転業務(道路上の走行を除く)	0	_	19,000円
2i1	テールゲートリフターの操作の業務	1	6(4/2)	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務	_	_	15,000円
Tr	小型車両系建設機械(臺地·運鑽·積込み用)運転	2	13(7/6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	0	_	18,000円
Tv	ローラー(締固め用)	1.5	10(6/4)	締固め用機械の運転業務	0	_	18,000円
2d1	足場の組立て等作業従事者	1	6(6/-)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務(地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く)	0	_	13,000円
2f1	フルハーネス型墜落制止用 器具を用いて行う作業	1	6(4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業[ロープ高所作業を除く]などの業務)	0	_	14,000円

安全衛生教育等 労働安全衛生法第60条、60条の2に定めるもの

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	対象者	助成金	給付金	受講料
3a	職長·安全衛生責任者	2	14(14/-)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	_	_	24,000円
3d	刈払機取扱作業者	1	6(5/1)	刈払機を用いて作業をする方	_	_	13,000円

●出張講習、臨時開催、掲載していない講習などについてはお問い合わせください。

建設業の法人様へ 人材開発 支援助成金の

■助成金を利用して、受講料負担を軽減

■制度対象の講習を多数開催しています

〈建設事業主等に対する助成金制度〉

中小建設事業主が従業員に技能資格を取得させるため、教習機関に委託して技能講習などを受講させた場 合に、厚生労働省(労働局管内における施設)からその経費の一部が事業主に対して助成される制度です。

〈助成金の種類〉

- 経費助成金 ・賃金助成金
- ※助成金などの申請・受給の手続き方法、その他詳細は所轄の労働局またはハローワークへお問い合わ せください。
- ※制度の詳細については、厚生労働省Webサイトをご確認ください(検索ワード:建設 助成金)。